

参考資料 1-1 精神疾患用

【診断書記載要領】 ※ 診断書と一緒に医師の方に渡してください。

2 医学的判断

病名 (F)

総合所見 (現病歴、現在症、重症度、経過、治療状況など)

〈病名〉

- 病名及び ICD-10 に基づき F コードを記載する。
- 特に病名が道路交通法上の一定の病状を呈する病気に該当するときは、それをもとに警察官等が本人と話をすることが高いため、その記載内容について患者に説明されていることが望ましい。

〈総合所見〉

- 病名に対する診療状況、検査状況、現在の症状等を記載する。
- 現病歴以外に、近間の再発の既往やその際の症状、危険な運転をした既往やそれに至る可能性が高い症状を呈した既往などがあれば記す。

3 現時点での症状 (運転能力及び改善の見込み) についての意見

- (1) 自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力 (以下「安全な運転に必要な能力」という。) を欠くこととなるおそれのある症状を呈していない。
※ 上記(1)の場合、4 (1) 今後予想される経過のア～ウに該当するものを○で囲んでください。
- (2) 自動車等の安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈しているが、今後6か月 () 以内に(1)と診断できることが見込まれる。
※ 6か月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、() 内に1～5の整数を記載してください。
- (3) 自動車等の安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈している。

〈現時点での症状 (運転能力及び改善の見込み) についての意見〉

- 診断等において知り得た事実に基づいて予想可能な事態 (要因) の範囲内で判断し、(1)～(3)の項目から判断できるものを○で囲む。
- (1)の場合、4 その他特記すべき事項(1)今後予想される経過のア～ウの項目から判断できるものも○で囲む。(2)、(3)の場合は不要)
- (2)の場合で6か月より短期間に再評価できる可能性がある場合は、括弧内に当該期間 (1～5か月) を記載する。

● 〈(1)としてよい場合〉

患者が統合失調症やそう鬱病などに罹患しているが、一般的診察で重大な社会生活上の障害を来しておらず、現在は急性精神病状態にないと考えられ、以下の①～③に該当するような場合

- ① 一般的な再発リスク以上のリスクはない
- ② ある事情により一般的な再発リスク以上の再発リスクがあるが、これまでの経過等から、そのときには「安全な運転に必要な能力」を欠く状態とはならないと判断される
- ③ ある事情により一般的な再発リスク以上の再発リスクがあり、これまでの経過等から、そのときには「安全な運転に必要な能力」を欠く状態とはなるが、その場合には自らの判断で運転を自生できる

- 〈(2)とする場合〉
患者が統合失調症やそう鬱病などに罹患しており、
 - ・ 現在急性精神病状態にある
 - ・ 直近に急性精神病状態にあって回復した直後である
 - ・ 最近増悪傾向にあり、近い将来に急性精神病状態に陥るリスクが非常に高い等の場合であるものの、6か月以内に再評価できる可能性がある場合
- 〈(3)とする場合〉
上記(2)のような場合で、6か月以内に再評価できる可能性がない場合

4 その他特記すべき事項

(1) 今後予想される経過（上記3(1)の場合のみ記載）

ア 現時点で安全な運転に支障はなく、今後も安全な運転に支障を及ぼす症状を呈するおそれはない（一般的な再発リスク以上のリスクはない。）。

イ 現時点で安全な運転に支障はないものの、今後（ ）年（又は ）か月後に再判断が必要である。

ウ 現時点で安全な運転に支障はないものの、今後予想される経過については診断ができない。

(2) 参考事項

〈今後予想される経過〉

- 3現時点での症状についての意見が(1)の判断の際に、今後予想される経過についてア～ウの項目から判断できるものを○で囲む。
- イの場合、括弧内の年数又は月数を記載する。なお、公安委員会は、基本的に括弧内の期間経過後に病状を確認することとなる。
- ウの場合、公安委員会が判断し、必要な期間経過後に病状を確認することとなる。

〈参考事項〉

- 「3現時点での病状」や「4今後予想される経過」判断の根拠等を記載する。
- これまでの頻回の再発がある、医師の勧告に従わないなどの特殊事情があるときはそれも記載する。
- 病状増悪時には運転を自制できると判断される場合には、その事実を記載する。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 年 月 日
 病院又は診療所の名称・所在地
 担当診療科名
 担当医師名

- 「専門医」とは、公安委員会の指定する専門医との意であり、日本精神神経学会精神科専門医を意味するものではない。通常の診断書では「主治医」のみを○で囲む。

作成される医師の方へのお願い

- ・ 最終的な運転の可否判断は公安委員会が行いますので、医学的観点から診断し記載してください。
- ・ 診断書様式は、愛媛県警察ホームページ上「運転免許に関する各種ご案内」にも掲載していますので、そちらを使用し、パソコンで作成していただいても大丈夫です。
- ・ 診断書のことでご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。
 愛媛県警察本部 運転免許課 安全運転支援係（適性検査担当）
 TEL：089-934-0110（県警代表番号）